

## 鳥取県告示第 256 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字洗井字中瀬166の2、167の2(次の図に示す部分に限る。)、167の5、173の6、173の8、174の2(次の図に示す部分に限る。)、字倉掛442の3、442の4、447の2、452、459の2(次の図に示す部分に限る。)、459の3、459の4・460・字小泓499の2・字オノ岡511の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、516の1、527の2、字井手下532から534まで、535の1、535の2、545、字西側1695、字向山1899の2、字横尾上1921、1922、1923の1、1924、字丸山1934から1936まで、1936の1、1937、1938、1939の2、1939の4、1940、1940の1、1941の1、1942の1、1942の2、1943の2、1943の4から1943の6まで、1944の1、1944の2、1944の4、1945の1から1945の3まで、字神場1963、字センダラ尾1968の2、1968の14、1968の15、字池ノ平1983、1984、字池ノ平大鯉谷平1988の2、字大鯉谷大山右ノ平1993の2、字菰谷1994の2、1994の4、字南神場平1996の3、字川ノ平上2021から2028まで、字南谷上2029の4から2029の9まで、字口ノ谷西側2034の1、2034の3から2034の6まで、2034の10から2034の14まで、2034の16、字雨堤2035の3、2035の10から2035の15まで、字高尾林2037の3

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字鳥越字西岡226、227、字柿ノ違375、字奥中瀬527、字原谷口741、字小紋谷766の3、766の4、769の2、769の3、字広崎960の2、960の6、字向畑ケ967、968、大字洗井字野中582の2、585の1、585の2、586、589、590、592、594、596、597の4、598、字塔田600、602、609の2、611の3から611の5まで、612、613の2、614、615の2、字地藏前636の2、637の2、640の2、641の1、641の2、642の2、642の3

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）